

畜 第 99 号

平成20年5月20日

横浜地方裁判所川崎支部民事部合議B係

裁判所書記官 渡辺高 殿

神奈川県環境農政部畜産課長

調査囑託書について(回答)

平成20年4月30日付けで調査囑託がありました 事件番号 平成18年(ワ)第346号について、別紙により回答いたします。

問い合わせ先

安全管理班 亀井、平川

電話 045-210-4518 (直)

ファクシミリ 045-210-8850



[回答]

- 1 開設場所が川崎市中原区新丸子東2-890-10で、現診療施設名がアニマルメディカルセンターである施設の開設者から(飼育動物)診療施設開設届及び届出事項変更の届を受理した事実はある。
- 2 開設場所が川崎市中原区新丸子東2-890-10で、現診療施設名が動物救急医療センターである施設の開設者から(飼育動物)診療施設開設届及び届出事項変更の届を受理した事実はない。なお、同住所で現診療施設名が動物予防医療センター(平成19年4月名称変更届出、(旧)エキゾチックメディカルセンター)である施設の開設者からは、(飼育動物)診療施設開設届及び届出事項変更の届を受理した事実がある。
- 3 現診療施設名がアニマルメディカルセンターである施設の開設者から受理した届出内容の①届出人及び開設者住所氏名(名称)、②管理者氏名、③診療業務を行う獣医師、④その他変更事項、⑤届出受理日については別紙表のとおり。

なお、③診療業務を行う獣医師において、飼育動物診療施設開設届に診療の業務を行う獣医師全員の氏名等を記載する項目があり、その届を受理しているが、神奈川県個人情報保護条例第9条の利用及び提供の制限で当該個人情報を使用する目的に公益性が認められないため開示できない。

また、今回申立者からの〈後記〉の内容から推察すると、⑤届出受理日については、当所として整理した「受理日」の事ではなく「収受日」についてが申立者の調査内容であったものと思われる。そこで、⑤届出受理日は、「届出者が記入した届出日」、及び当所として整理した「収受日」と「受理日」を表中に併記した。表中7番目の手続きが、届出日＝5月19日、収受日＝5月20日、受理日＝7月11日と収受に対し受理日まで52日間を経過しているが、これは、手続きに必要な書類が不足していたため、当所から届出者に提出を求め、その提出に日数が経過したものである。

別紙表

受理した届出	①届出人・開設者の住所氏名(名称)	②管理者氏名	③診療業務を行う獣医師	④その他変更事項	⑤届出日	⑥收受日	⑦受理日
飼育動物診療施設開設届	川崎市中原区新丸子東2-890-10 株式会社アニマルメデイカルセンター 代表取締役 渡辺素章 (アニマルメデイカルセンター)	渡辺素章	渡辺素章他	—	H11.5.6	H11.5.10	H11.5.20
飼育動物診療施設開設届 項変更届	同上	同上	同上	エックス線診療に従事する獣医師	H12.10.1	H12.10.1	H12.10.17
同上	同上	同上	同上	同上	H14.1.7	H14.1.9	H14.1.22
同上	同上	同上	同上	同上	H15.5.13	H15.5.16	H15.5.20
同上	同上	同上	同上	同上	H15.7.8	H15.7.11	H15.7.18
同上	同上	同上	同上	同上	H16.6.7	H16.6.9	H16.6.15
同上	同上	同上	同上	同上	H17.5.19	H17.5.20	H17.7.11
同上	同上	同上	同上	同上	H17.10.13	H17.10.17	H17.10.25
同上	同上	同上	同上	同上	H18.6.22	H18.6.24	H18.7.7
同上	同上	同上	同上	同上	H19.4.13	H19.4.17	H19.4.25
同上	同上	同上	同上	同上	H19.7.16	H19.7.18	H19.7.23
同上	同上	同上	上記に変更なし	エックス線装置及びエックス線診療室の構造設備	H19.8.3	H19.8.6	H19.9.2
同上	同上	同上	渡辺素章他	エックス線診療に従事する獣医師	H20.2.5	H20.2.6	H20.2.6
同上	同上	同上	同上	同上	H20.4.10	H20.4.11	H20.4.11
同上	同上	同上	同上	同上	H20.4.23	H20.4.24	H20.4.30